

業務概要説明書

事業名 枕崎市地域公共交通計画策定支援業務

地域公共交通調査事業の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

枕崎市は、鹿児島県薩摩半島の南端部に位置し、人口約 21,000 人(令和2年1月末現在)、総面積 74.78 km²で、北部及び西部は山林、東部は台地となっている。市域の中央から南側の東シナ海に向かって市街地が広がっているが、起伏が多い地形のため市中心部においても平坦な道路は少ない。

薩摩半島を俯瞰すると、県庁所在地である鹿児島市と本市を結ぶ地域高規格道路・南薩縦貫道が半島の中央を縦断し、北に伸びる国道 225 号、270 号及び南岸を東西に貫く 226 号が本市内中央で接続し、交通の要衝となっていることが見て取れる。また、鹿児島市の玄関口、鹿児島中央駅まで車で約 60 分の圏域となっている。

本市には人口集中地区(DID)があり、その面積は 3.3 km²、人口は約 9,500 人と市の総面積の 4.4% に人口の 43% が暮らす、行政や商業施設・医療機関等の社会基盤が市中心に集約されたコンパクトなまちである。一方で、市域の広範囲に集落が点在し、逆の視点で言えば人口の 57% は、農村地域、中山間地域等に居住しているといえる。

市域における 65 歳以上の老年人口割合は、36.3%(平成 27 年国調)に達しており、県平均(29.4%)、全国平均(26.6%)と比較しても高齢化が進行しており、周辺集落ではより一層高齢化が進んでいる。

市民生活の交通手段は、自家用車が主体で、公共交通機関は、民営バスと JR が運行している。

バスは、JR 指宿枕崎線の枕崎駅を起点として主に国県道沿いを市内外へ運行している。そのうち、市中心部と周辺集落を結ぶ 1 路線は、乗客数が年々減少し年間 150 万円前後赤字である。

JR は高校生の通学に欠かせないが、運行本数が少ないこともあり、市内の 3 駅を利用する社会人は少なく、「指宿～枕崎」線区の収支は、3 億円を超える赤字で、今後の路線維持の見通しは大変厳しいものがある。しかしながら、日本の末端路線であることで逆に知名度が高く、観光面での地域貢献度は他に代えようがない。この重要な路線を守るために国、県、沿線市、JR が利用促進策を進めている。

その他の交通手段としては、民営のタクシーがある。本市では、高齢者や障がい者向けに、タクシーチケットを配布し、利用者及びタクシー会社の双方から好評を博している。利用者の一部からは、金額や枚数の増などより一層のサービス拡充を望む声もある。

全国的に社会問題化している高齢者が運転する自動車事故を防止するため、本市でも免許返納を勧めているが、高齢者マークをつけた自家用車を見かけることは日常的である。免許返納が進まない背景には、時間の自由度、目的地までの直接性、荷物の携行性等が制限されることや、慣れ親しんだ交通手段を手放すことへの心理的障壁などに加え、公共交通機関の脆弱さが一因であると考えられる。

最後に、これまでの自動車社会を振り返ると、本計画に環境面での配慮は欠かすことができない。

上記のとおり、経済性を考慮しつつ、地域間格差をなくし高齢者や障がい者の日常の交通手段となり得る、“誰一人取り残さない”かつ、CO₂排出抑制などの環境面にも配慮した、持続可能な地域公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。

〔計画の区域内における公共交通の概要〕(調査時点)

	路線バス		デマンド(バス・タクシー)事業者数	その他	
	事業者数	路線数			
全体	1	11	—	鉄道	1事業者1路線
うち公営・コミバス等	—	—	—	タクシー	2事業者
				スクールバス	1路線

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

利用者の利便性の向上を第一に、経済性や環境に配慮した持続可能な地域公共交通を構築することを目的として、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、地域公共交通計画を策定する。

計画策定のためには、現状を把握するとともに、交通体系の見直しに際しての、市民の移動需要を把握することが必要である。また、今回策定する計画では、持続的な公共交通として地域に定着させることを見据えていることから、見直しにあたっての地域住民の行動変容状況や利用意識について調査することが必要となっている。

3. 事業の実施内容

実施項目	実施内容
1. 法改正, 関連事業等の整理	「地域公共交通計画」を検討する上での、改正ポイント、計画策定後に活用できる補助事業メニューを整理し、本市で活用する事業内容を確認する上での基礎資料とする。また、全国で行われている最新モビリティサービス導入事例、最新技術の整理を行う。
2. 地域概況に関する整理	既存資料の収集・整理から、本市の地理的条件や道路網の状況、人口分布、施設立地（病院・公共施設・商業施設等）など地域特性を把握し整理する。
3. 地域交通に関する実態, ニーズ把握調査	地域住民を対象としたアンケート調査により、住民の移動先、時間帯、手段などを網羅的に把握し、地域全体の移動需要を整理する。また、潜在的な公共交通利用の可能性のある住民及び交通事業関係者に個別ヒアリングを実施する。
4. 地域公共交通計画（案）の策定	現況調査及び住民ニーズ把握調査などの結果をもとに、持続可能な公共交通計画の策定にあたっての問題点や課題を整理し、上位計画や関連計画を踏まえつつ、地域にとって望ましい公共交通計画のあり方についての基本方針をまとめる。 また、基本方針に沿って、持続可能な公共交通計画の策定に向けた目標、事業の実施主体、スケジュール等を具体的に反映させた計画を取りまとめる。
5. 協議会の開催	計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するための地域公共交通活性化協議会を開催する。

4. スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
1. 法改正, 関連事業等の整理	↔			
2. 地域概況に関する整理	↔			
3. 地域交通に関する実態, ニーズ把握調査	↔			
4. 地域公共交通計画(案)の策定	↔			
5. 協議会の開催		↔	↔	↔